

祝 志賀町成人式祝賀パーティー



INDEX

成人式	2
税務課からのお知らせ	3~5
まちかどルポ	10
情報パーク	13~14
ホットライン発電所	16~17
生涯学習だより	18~20
健康カレンダー	21



平成二十一年

成人式



281人が晴れの成人式を迎える

平成21年志賀町成人式は、1月11日（日）に能登ロイヤルホテルで行われました。今年成人を迎えたのは、昭和63年4月2日から平成元年4月1日生まれまでの男性145人、女性136人の281人で、式には246人が出席しました。

式典では、細川町長が「これからは自己決定、自己責任が求められる時代です。大人としての自覚をもって頑張ってください。次代を担うみなさんの活躍を大いに期待しています。」と新成人へのはなむけの言葉を贈り、石田県議、戸坂議長が祝辞を述べました。新成人を代表して、牧野陸人さんに記念品が贈呈され、新古瑠璃さんが謝辞を述べました。

また、柴田悠平さん、徳山菜美子さんが二十歳の決意として誓いの言葉を述べました。



今日からオトナ：

式典の後、パーティも行われ、久しぶりに再会した喜びや昔話で会場は盛り上がりました。



平成21年度 町県民税の主な改正点

公的年金から個人住民税を天引きする特別徴収制度が導入されます

地方税法の改正により、現在、納付書や口座振替で納付している個人住民税が、平成21年10月以降から老齢基礎年金など公的年金から天引き(特別徴収)されます。

1. 特別徴収の対象となる人

前年中に公的年金等の支払いを受けている65歳以上の人(特別徴収する年度の初日に老齢基礎年金などの支払いを受けている人)が対象となります。ただし、次の場合は特別徴収の対象となりません。

- (1) 老齢基礎年金などの給付額の年額が18万円未満である場合
- (2) 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金などの給付額の年額を超える場合

2. 特別徴収の対象となる税額 公的年金などに係る所得に対する所得割額および均等割額

3. 特別徴収の対象となる年金 老齢等年金給付が対象となります。

4. 特別徴収が実施される時期 平成21年10月以後支払われる老齢等年金給付から実施されます。

5. 徴収の方法

新たに特別徴収になる人(特別徴収制度の実施後、初めての人など)と、前年度特別徴収だった人では、徴収方法が異なります。

(1) 新たに特別徴収になる人の徴収方法

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

※年度前半(6月・8月)は、年税額の1/4ずつを、普通徴収により徴収します。

※年度後半(10月・12月・2月)は、年税額から普通徴収額を控除した額の1/6ずつを当該年金支払額から特別徴収します。

(2) 前年度特別徴収だった人の徴収方法

特別徴収					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度後半に徴収した額の1/3	前年度後半に徴収した額の1/3	前年度後半に徴収した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した額の1/3

※年度前半(4月・6月・8月)は、前年度の後半(10月・12月・2月)に徴収した額が仮徴収されます。

※年度後半(10月・12月・2月)は、年税額から仮徴収額を控除した額の1/3ずつを当該年金支払額から特別徴収します。

個人における寄附金税制が拡充されます

・寄附金控除の対象金額の拡充

平成20年中の寄附金額から、5千円以上のものが対象となります。(今までは10万円以上)また、控除対象にできる上限が、総所得金額の30%までとなります。(今までは25%まで)

・所得控除方式から、税額控除方式に変更

寄附金控除額がそのまま住民税の税額から控除されることとなります。

・ふるさと納税の新設

都道府県や区市町村あての寄附金の場合、住民税所得割額の10%を上限として、控除の上乗せ(特例控除)が新設されます。(いわゆる「ふるさと納税」)

※個人住民税の寄附金控除の適用を受けようとする場合は、申告期間中に寄附を行った翌年1月1日時点の居住地の市区町村に「寄附金税額控除申告書」の提出が必要です。(確定申告書を提出した場合には、この申告書を改めて提出する必要はありません。)

所得税・町県民税の申告が始まります！

【申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)】

申告はあなたの所得や税額を決めるための大切な手続きですので、必ず申告してください。

所得税の確定申告 ※税務署から申告書が送付された人および下記の人を対象です。

確定申告が必要な主な人

- 事業所得や不動産所得などがある人
- 給与所得者で
 - ・ 給与の年収が 2,000 万円を超える人
 - ・ 給与以外の所得が 20 万円を超える人
 - ・ 2 カ所以上から給与を受けていた人
- 給与から所得税が源泉徴収されていない人
- 公的年金から所得税が源泉徴収されている人
- 保険金などの満期金がある人
- 土地や建物等の売買による譲渡所得がある人

還付申告すれば税金が戻る主な人

- 給与所得者などで
 - ・ 医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを受ける人
 - ・ 初めて住宅取得控除を受ける人
 - ・ 年末調整で受けられる控除が漏れていた人
 - ・ 年の途中で退職し、その後、再就職しなかった人

e-Tax を利用して所得税の申告をすると…

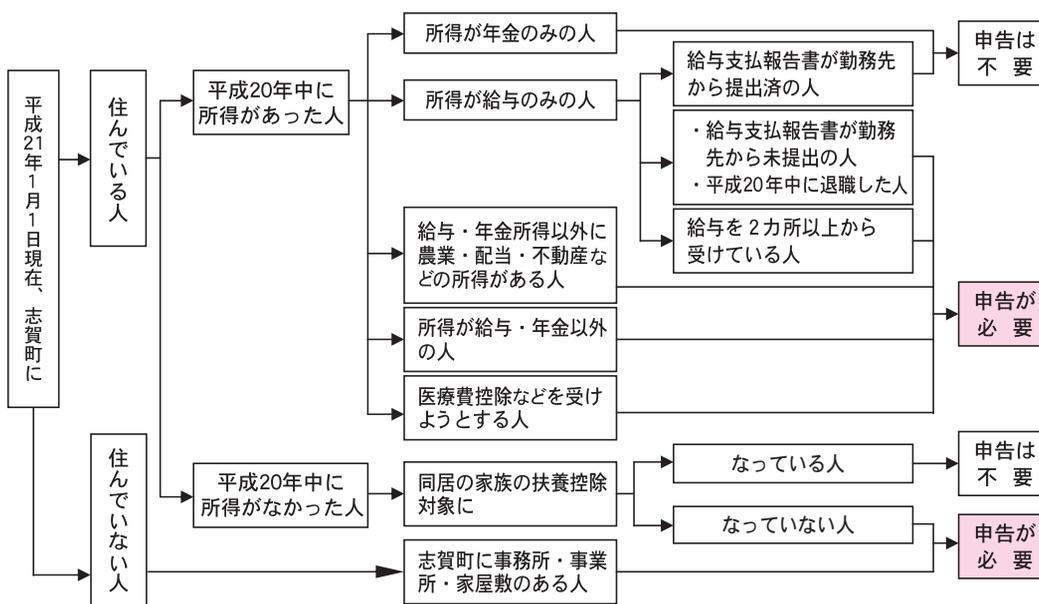
- ・ 最高で 5,000 円の税額控除が受けられます。

所得税の確定申告の相談は…

- 青色申告、営業所得、譲渡所得（不動産、株式など）の申告については…
 - 七尾税務署へ
- 還付申告や簡易な確定申告については…
 - 町県民税の申告相談日でも受け付けします。

町県民税の申告 ※「確定申告をされた人」は、町県民税の申告は不要です。

申告が必要か確認して下さい



申告しなかった場合は…

- ・ 国民健康保険加入者は、保険税の軽減が受けられません。
- ・ 介護保険などの保険料額に影響します。
- ・ 所得証明書や課税証明書などが発行できません。
- ・ 障害者や寡婦(夫)の人は、非課税措置の対象となりません。

申告の手引きについて

広報2月号にあわせて、各世帯に1部ずつ申告書が付いた手引きを配布しますが、申告書が不足する場合は、役場税務課窓口にて備えてありますので利用してください。

申告時に必要な主なもの ※所得税の確定申告・町県民税の申告とも共通

1. 申告書、印鑑
2. 平成20年中の所得のわかるもの
 - ① 給与・年金収入のある人は、源泉徴収票
 - ② 営業など、農業、不動産所得のある人は、収支内訳書、帳簿、領収書など
3. 国民健康保険・国民年金・介護保険などの支払証明書
4. 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料の控除証明書
5. 医療費控除を受ける場合は、領収書と保険で補てんされた金額のわかるもの(領収書は合計しておいてください。)
6. 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
7. 雑損控除を受ける人は、損失額の計算書、明細書、領収書
8. 振替納税や還付申告をする人は、口座番号のわかるもの



町県民税の申告相談日

相談日	志 賀 地 域			相談日	富 来 地 域		
	対象地区	会 場	時間		対象地区	会 場	時間
2/16(月)	上熊野地区	上熊野公民館	午前9時～午後4時	2/16(月)	草木・荒屋・谷神・三明・中畠・豊後名	熊野多目的集会施設	午前9時～午後4時
2/17(火)	徳田・矢田	土田公民館		2/17(火)	中山・日下田・町居 日用・六実		
2/18(水)	館開・火打谷・印内			2/18(水)	福浦地区(日和山・丹和)		
2/19(木)	代田・仏木・新林・牧山 谷屋・栗山			2/19(木)	福浦地区(町波・水の澗・ 和光台)		
2/20(金)	加茂地区	加茂高齢者センター		2/20(金)	西海風戸・西海千ノ浦 西海久喜	西海高齢者活性化センター	
2/23(月)	東谷内・上棚・二所宮・ 館	下甘田公民館		2/23(月)	西海風無		
2/24(火)	福井・大坂・穴口・米浜			2/24(火)	笹波・前浜	西浦コミュニティセンター	
2/25(水)	川尻・町・志賀の郷住宅・ 安部屋・宮団・ロイヤル シティ			2/25(水)	鹿頭		
2/26(木)	上野・大津・小浦	志加浦公民館		2/26(木)	赤崎・小窪		
2/27(金)	百浦・赤住・はまなす園			2/27(金)	大福寺・栢木	能登富士ふれあい文化センター	
3/2(月)	福野・長沢・岩田 坪野・宿女	中甘田公民館		3/2(月)	酒見・稲敷・香能	酒見構造改善センター	
3/3(火)	大島・甘田			3/3(火)	稗造第2地区	稗造研修センター	
3/4(水)	堀松・緑ヶ丘・梨谷小山 北吉田・清水今江・出雲	堀松公民館		3/4(水)	稗造第1地区	稗造コミュニティセンター	
3/5(木)	末吉・神代・矢蔵谷 猪ノ谷・健康村	志賀町役場 本庁	3/5(木)	八幡・八幡座主・中泉	富来活性化 センター	午前9時～午後4時30分	
3/6(金)	高浜1区～4区		3/6(金)	里本江・給分			
3/8(日)	全地区(志賀地域)		3/8(日)	全地区(富来地域)			
3/9(月)	高浜5区～7区		3/9(月)	中浜・相神・草江・ 大鳥居			
3/10(火)	高浜8区～11区		3/10(火)	富来高田・富来七海 富来生神・富来牛下			
3/11(水)	旭ヶ丘・ハマナス・アス ナ口		3/11(水)	富来地頭町			
3/12(木)	新大念寺・東旭		3/12(木)	富来領家町			
3/13(金)			3/13(金)				
3/15(日)	全地区(志賀地域)		3/15(日)	全地区(富来地域)			
3/16(月)			3/16(月)				

- ・町県民税か確定申告かを問わず申告相談をしますので、できるだけ地区指定日にお越しください。
- ・混雑緩和のため、農業所得や漁業所得等の事業所得や不動産所得を申告する人は、「収支内訳書」を作成してきてください。
- ・雑損控除を受ける人は、「損失額計算書」を作成してきてください。

お問い合わせ

- 所得税の確定申告に関しては…
七尾税務署 個人課税第1部門
〒926-8686 七尾市小島町大開地3番地7号 TEL 0767-52-9336
- 町県民税の申告に関しては…
志賀町役場 税務課住民税係
〒925-0198 羽咋郡志賀町末吉千古1番地1 TEL 32-9142

ホームページアドレス

- 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
- e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
- 志賀町役場ホームページ
<http://www.town.shika.lg.jp>